

第 2 章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

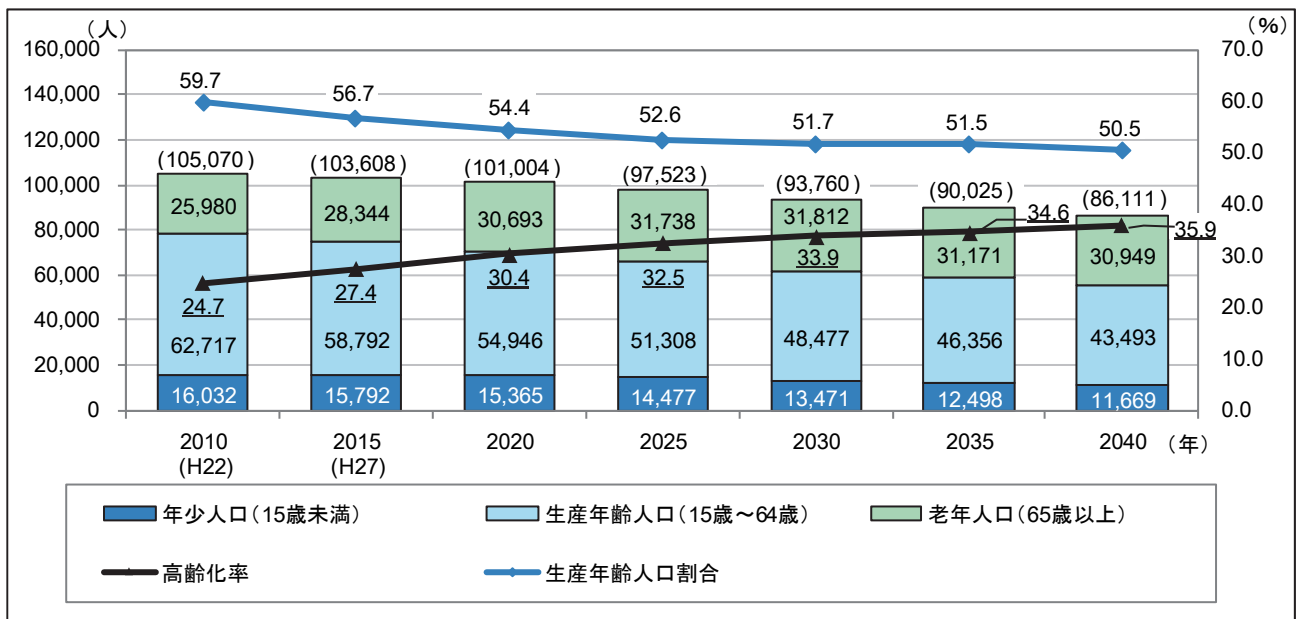
(1) 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少

① 年齢3区分別の人口割合の推移（鹿屋市）

少子高齢化の進展に伴い、全国的に人口減少が進む中、2010年（平成22年）に約105,000人であった本市の人口も、このままで推移すると2040年には約86,100人になると予測されています。

また、年齢区分別の人口推移は、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少する一方、老年人口（65歳以上）はあまり変動が見られない状態です。このため、2010年は高齢者1人を生産年齢人口2.4人で支えていたものが、2040年には生産年齢人口1.4人で高齢者1人を支えることとなります。2010年から2040年にかけて、生産年齢人口割合が59.7%から50.5%へ9.2%減る一方、老年人口割合（＝高齢化率）は24.7%から35.9%へ11.2%増える見込みです。

年齢3区分別人口構成割合と高齢化率等の推移



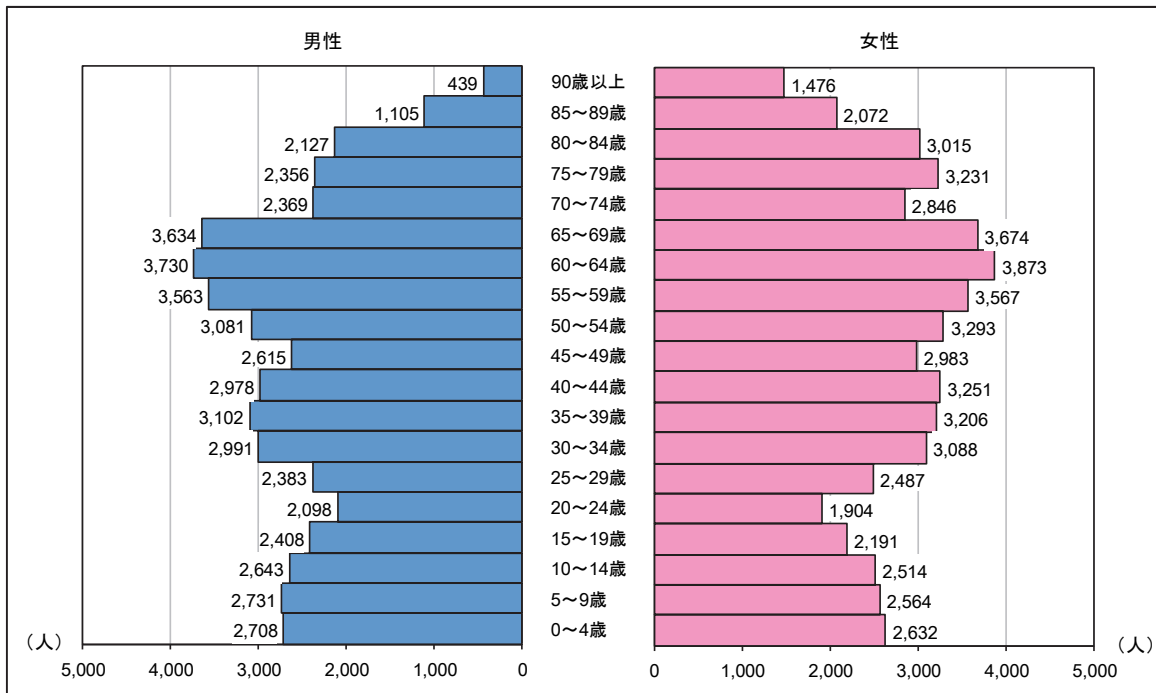
※総人口には年齢不詳を含むため、各年齢階層別の人口の総和と一致するとは限らない。

（平成22年、27年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」）

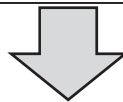
② 年齢階層別人口の変化（鹿屋市）

本市の人口を年齢階層別に見ると、60歳前後の人口が多く2040年は一段と少子高齢化が進行し、70歳未満の人口減少が著しいと予想されます。

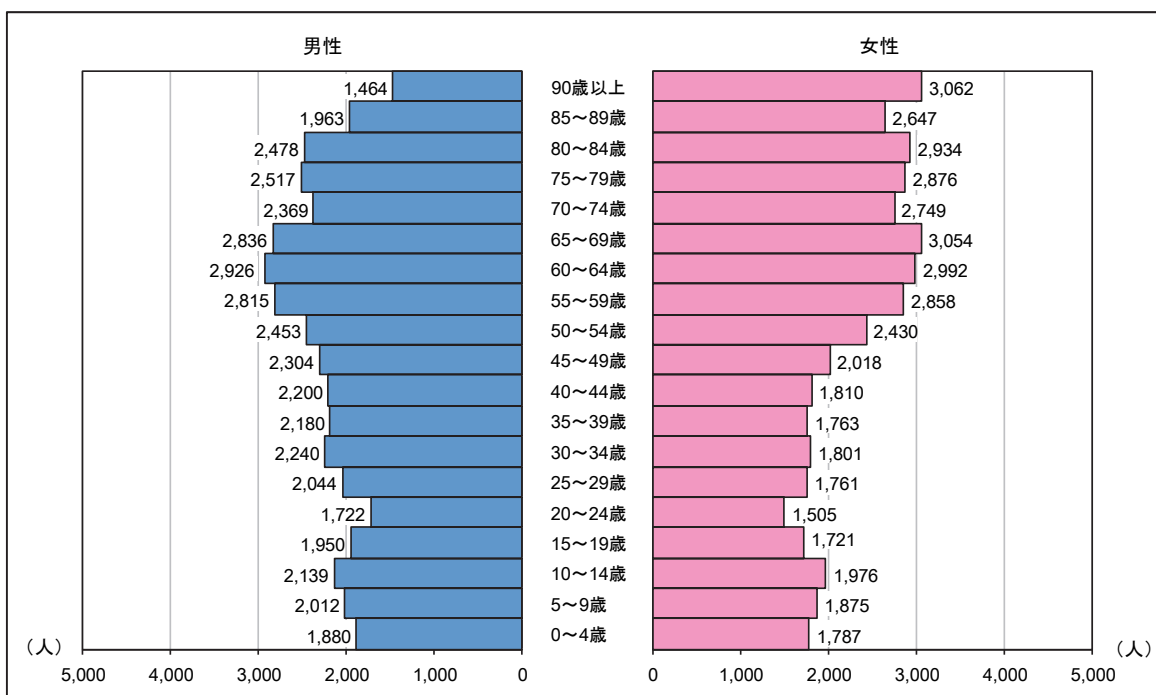
年齢階層別人口（2015／H27年）



（平成 27 年国勢調査）



年齢階層別人口（2040年）

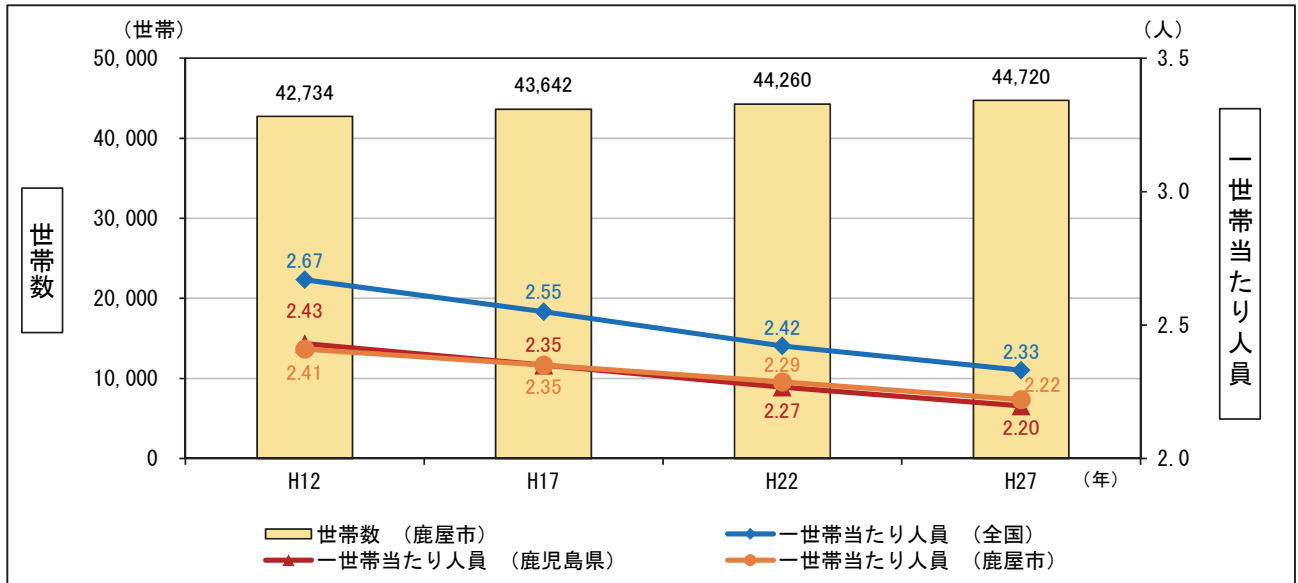


（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」）

(2) 家族形態の多様化

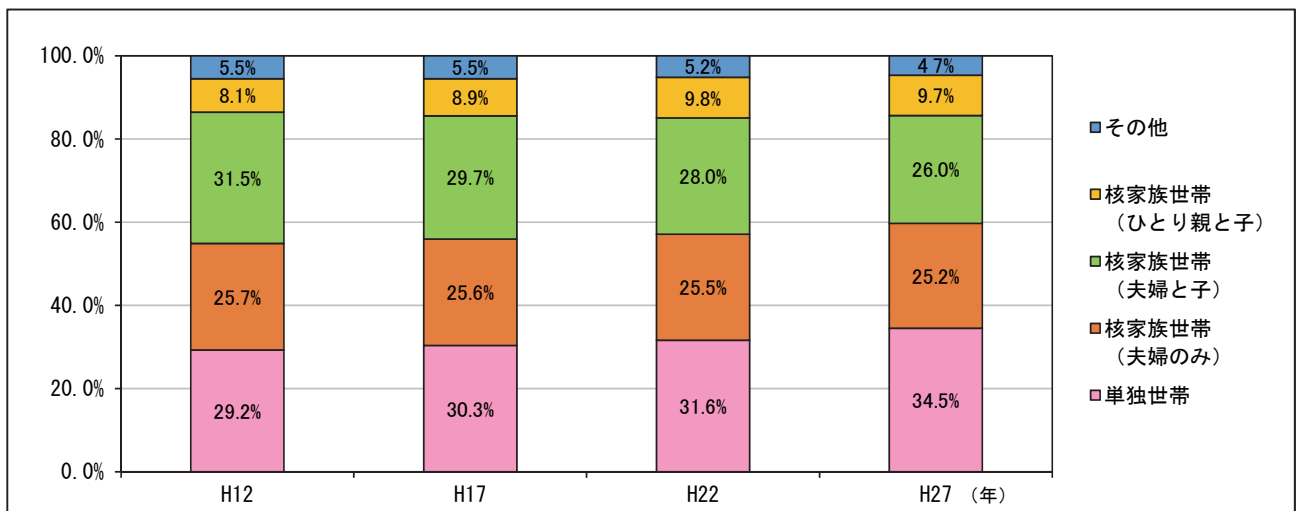
人口が減少する中で、平成27年度まで世帯数は少しずつ増加しており、これは単独（ひとり）世帯や「ひとり親と子」の世帯の増加などによるものです。このことから、社会的孤立の状態にある人の増加が予想されます。

世帯数及び一世帯当たり人員の推移



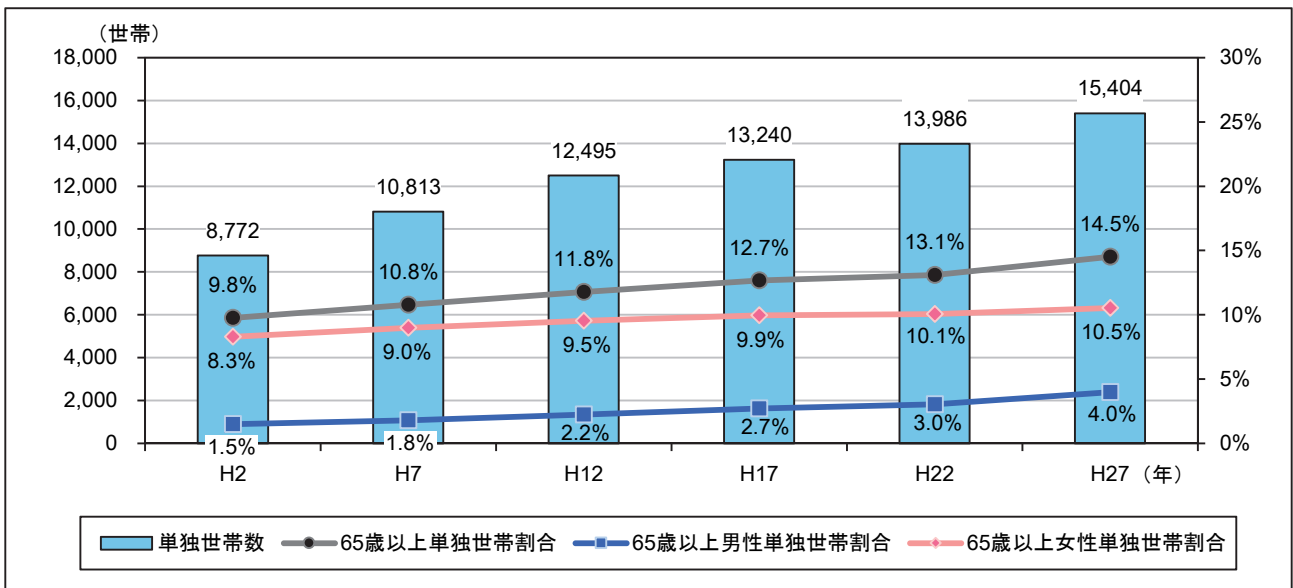
(国勢調査(各年))

世帯構造の推移(鹿屋市)



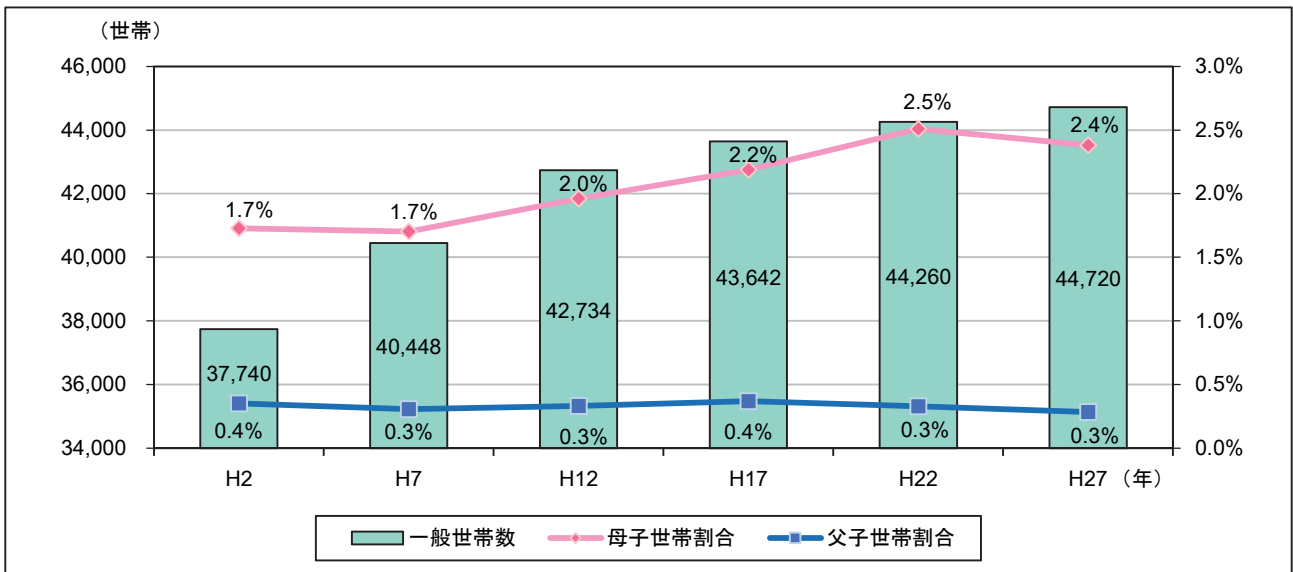
(国勢調査(各年))

単独世帯数、一般世帯数に占める 65 歳以上単独世帯(性別)の割合の推移(鹿屋市)



(国勢調査(各年))

一般世帯数、一般世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移(鹿屋市)

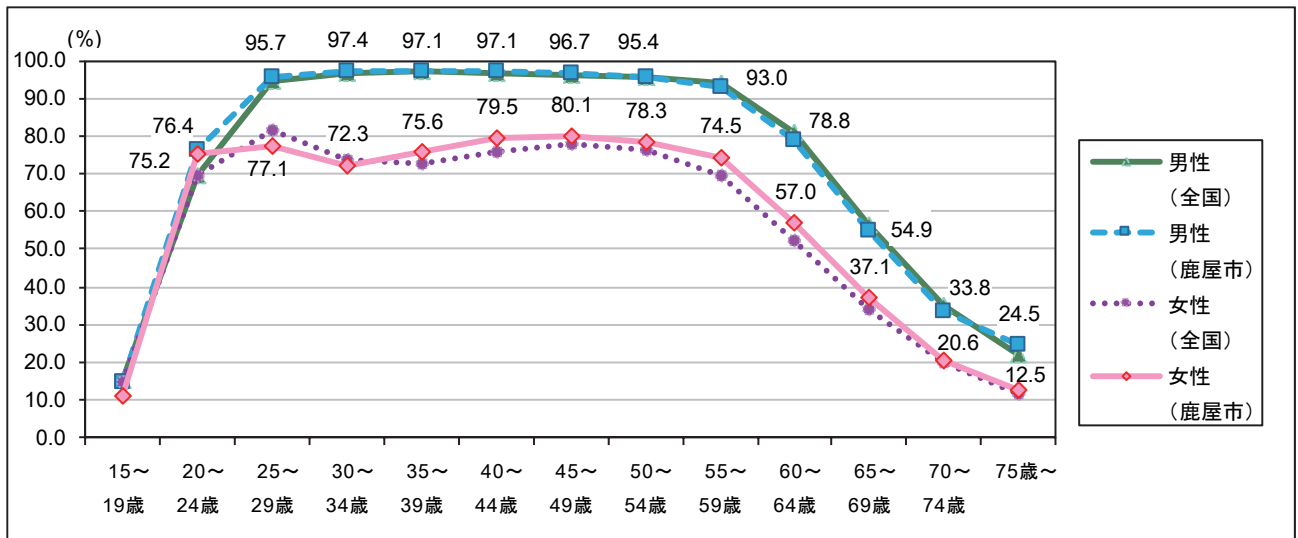


(国勢調査(各年))

(3) 就業を取り巻く環境の変化

本市の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15才以上の人口に占める割合）を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はありませんが、女性は出産・子育て期に就業を中断する人が多いため20歳代後半から30歳代が低くなり、M字カーブを描いています。本市の30歳代後半以降の女性の労働力率は、全国に比べるとやや高くなっています。

男女別年齢階層別労働力率(鹿屋市)

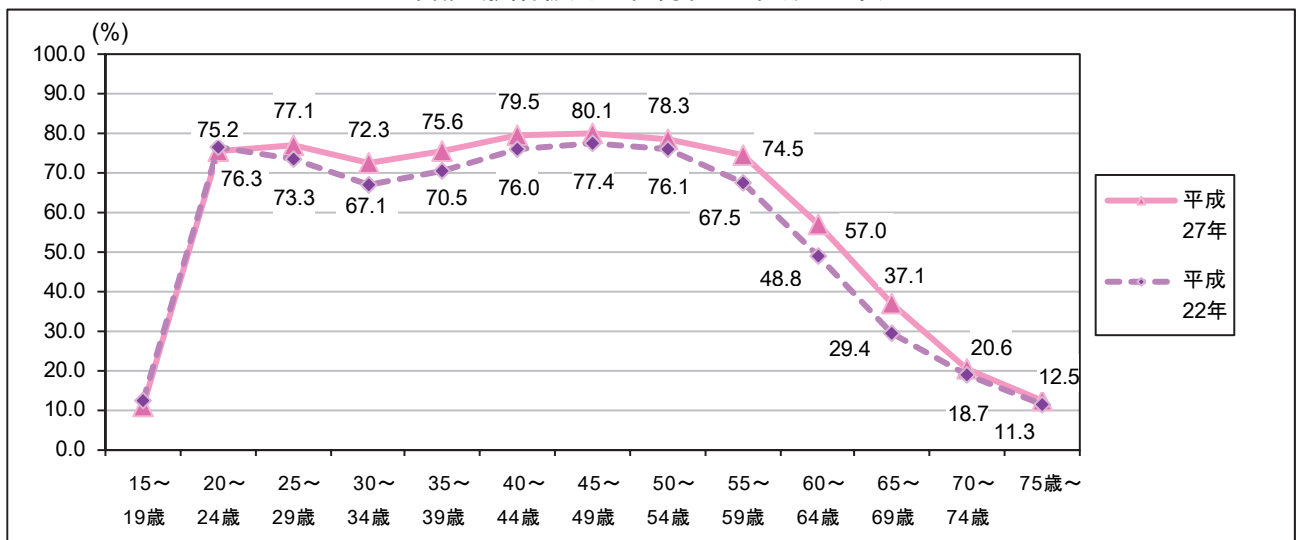


※数値はそれぞれ鹿屋市

(平成27年国勢調査)

本市の女性の労働力率は、平成22年に比べ平成27年は高くなっており、M字カーブの凹みもやや緩やかになっています。離職せずに就業を継続している人がやや増加傾向にあります。

年齢5歳階級別女性労働力率(鹿屋市)



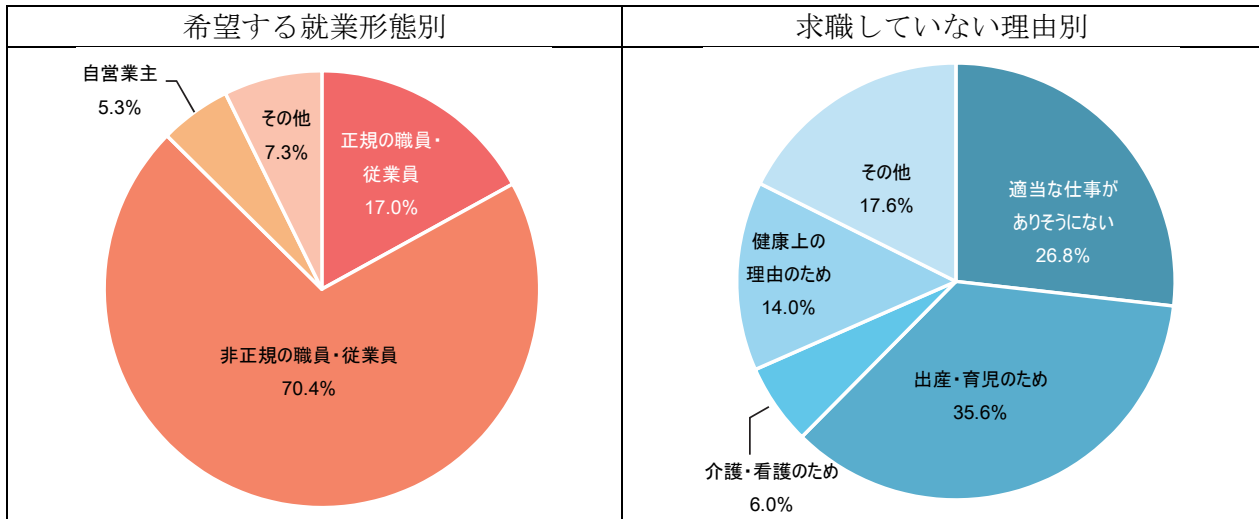
※労働力率＝「労働力人口」／（「15歳以上人口（労働力状態－労働力不詳）」）×100 (国勢調査(各年))

(4) 女性の就業希望状況

平成 29 年における全国の女性の非労働力人口は 2,803 万人で、そのうち 262 万人が就業を希望しています。

それらの人が現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が 35.6%で最も多くなっています。

就業希望者(262万人)の内訳

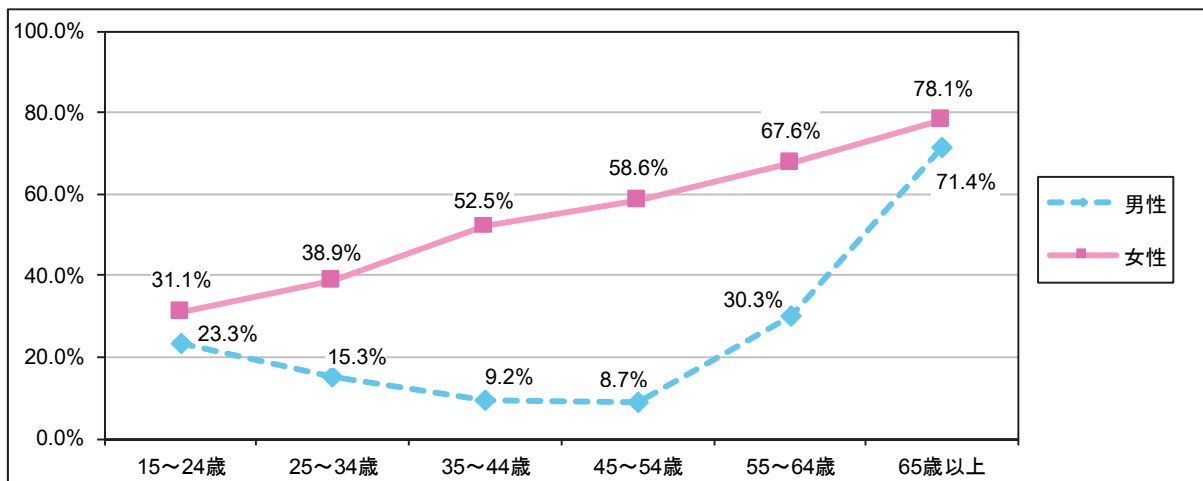


(男女共同参画白書平成 30 年版)

(5) 非正規雇用者の割合

男性は 30 歳代後半から 50 歳代前半にかけて非正規雇用の割合が低く、女性は 30 歳代後半から 5 割を超え、年齢とともに割合は高くなっています。

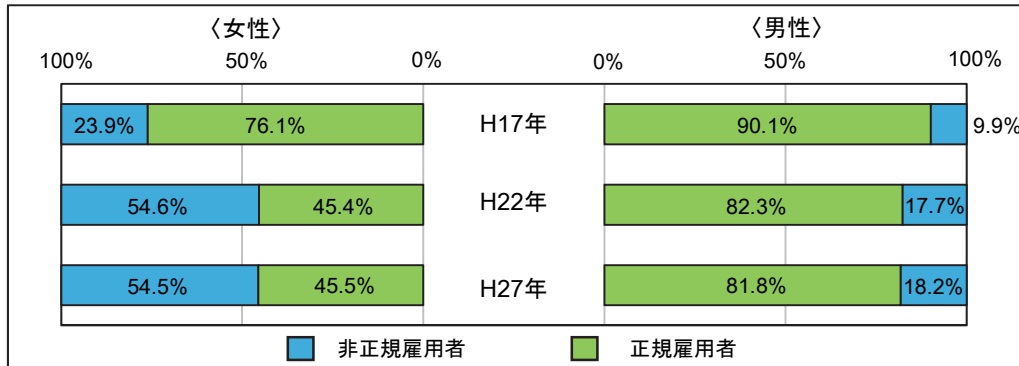
年齢階層別非正規雇用者の割合(全国)(2017年)



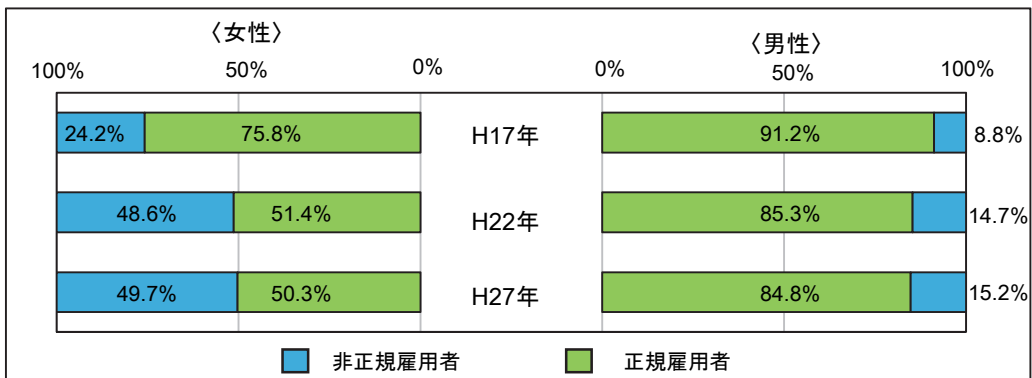
(男女共同参画白書平成 30 年版)

全体的に非正規雇用の割合は増加傾向にあり、性別で見ると男性より女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

正規・非正規雇用の割合の推移(全国)



正規・非正規雇用の割合の推移(鹿屋市)



(国勢調査(各年))

2 国や県の主な動き

(1) 国の動き

- ・平成 11 年 6 月 … 男女共同参画社会基本法制定
- ・平成 13 年 4 月 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
- ・平成 27 年 9 月 … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定
- ・平成 30 年 5 月 … 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定
- ・基本計画策定 … 第 1 次～第 4 次男女共同参画基本計画を策定し（第 1 次：H12. 12 ～ 第 4 次：H27. 12）、これらに基づく取組を推進

第 4 次基本計画で改めて強調している視点

- ① 男性中心型労働慣行等の変革
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大と将来に向けた人材の育成
- ③ 困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえた男女共同参画の視点からの防災・復興対策
- ⑤ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重と国際社会への貢献
- ⑦ 地域における推進体制の強化

(2) 県の動き

- ・平成 13 年 12 月 … 鹿児島県男女共同参画推進条例制定
- ・平成 18 年 3 月 … 鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画策定
- ・平成 29 年 3 月 … 鹿児島県女性活躍推進計画を策定
- ・基本計画策定 … 「かごしまハーモニープラン」（H11. 03）、第 1 次～第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画を策定し（第 1 次：H20. 3、第 2 次：H25. 3、第 3 次：H30. 3）、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進。

第 3 次基本計画の重点目標

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進
- ② 男女ともに能力を發揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
- ③ 生涯を通じた男女の健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進